

要求水準書 新旧対照表

No	頁	章	節	1	(1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
1									表紙	平成30年4月	平成30年4月 (平成30年6月修正版)	
2									目次	閲覧資料7 八尾中学校・杉原中学校解体に関する補足資料	閲覧資料7 八尾中学校・杉原中学校解体に関する補足資料 (平成30年6月修正)	
3	51	2	2	2	(1)	⑥		viii)	給食室	アレルギー対応食調理室は、食材や作業の動線に留意し、通常食との混入、誤配が起こらないよう十分配慮するとともに、きめ細やかで柔軟な対応が可能となるよう工夫すること。また、最大20食/日程度の調理に対応する厨房機器を適切に設置すること。	アレルギー対応食調理室(コーナーでも可)は、食材や作業の動線に留意し、通常食との混入、誤配が起こらないよう十分配慮するとともに、きめ細やかで柔軟な対応が可能となるよう工夫すること。また、最大20食/日程度の調理に対応する厨房機器を適切に設置すること。	
4	52	2	2	2	(1)	⑥		xviii)	給食室	更衣室・休憩室及び便所を、男女別に設け、近接する場所に配置すること。	更衣室・休憩室(一体利用も可)及び便所を、男女別に設け、近接する場所に配置すること。ただし、休憩室は男女兼用で1室とすることも可とする。	
5	52	2	2	2	(1)	⑥		xix)	給食室	シャワー室・脱衣室を設けること。	シャワー室・脱衣室の設置については、事業者の提案によるものとする。	
6	54	2	2	2	(2)	②	イ	iii)	アリーナ	天井は、吊り天井を採用しないものとし、天井高は、バレーボール等の競技に配慮して設定すること。また、床材は、フローリングとすること。	天井は、吊り天井を採用しないものとし、天井高は、バレーボール等の競技に配慮して設定すること。また、床材は、フローリングを基本とすること。	
7	59	2	2	3		②		ix)	グラウンド	防風柵は、鋼製、遮蔽率約60%とし、色は本市と協議により決定すること。	防風柵は、原則、鋼製(一部は鋼製以外も可とする。)とし、遮蔽率は約60%、色は本市と協議により決定すること。	
8	59	2	2	3		②		x)	グラウンド	防風柵は、付替市道等の配置(擁壁の配置等)に留意するとともに、可能な限りグラウンドが広がるよう設置位置を検討すること。また、防風柵と付替市道等との間に隙間が生じ、かつグラウンドと周囲との間に高低差が生じる場合には、付替市道等からグラウンドに転落しないよう転落防止対策を講じること。	防風柵は、付替市道等の配置(擁壁の配置等)に留意するとともに、可能な限りグラウンドが広がるよう設置位置を検討すること。また、グラウンドと周囲との間に高低差が生じる場合には、付替市道等からグラウンドに転落しないよう転落防止対策を講じること。	